

平成二十二年十一月十日提出
質問第一四八号

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問
主意書

提出者 浅野 貴博

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問

主意書

二〇〇八年四月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第二三三三号。以下、「政府答弁書」という。）では、検察庁における調査活動費について、「検察庁の調査活動費は、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費である。」と定義されている。二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」との題で、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七六第一一一号）を踏まえ、再質問する。

一 菅直人内閣総理大臣として、「朝日記事」にあるような、検察庁における裏金問題について、初めて耳にしたのはいつか。

二 菅総理として、これまで三井氏と直接または秘書等を介して会談する、または電話等で連絡を取る等、

同氏と接触をしたことはあるか。またその際に、検察庁における裏金問題について話を聞かされたことはあるか。

三 菅総理は、民主党幹事長の任に就いていた二〇〇二年当時、ある民放テレビ番組の取材を受け、「三月にいろんな資料を届けて、内部告発しようとしていた。」と、三井氏について述べていたと承知する。また、その後自身の政策秘書らに指示を出し、独自に裏金問題に関する資料を集めさせていたとも承知する。右を受け、前回質問主意書で、菅総理として、これまで検察庁における裏金問題について、どのような取り組みをしてきたのか説明されたいと問うたところ、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。菅総理として、自身が総理に就任する以前も含め、これまで右の問題についてどのような取り組みをしてきたのか、再度質問する。

四 「朝日記事」には「二審判決は『調活費の本来の目的、必要性には疑問が生じる』と指摘した。」と、三井氏の二審の裁判長が判決の際に述べた発言について触れられている。右裁判長の発言に対し、「政府答弁書」では「調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされていたが、右の内容は、司法の判断と行政の認識に差異が生じてい

ることを示すものである。前回質問主意書で、なぜ右の差異が生じたのか、菅総理としてどのような認識を有しているか、また菅総理、柳田稔法務大臣として、右の裁判長の発言に対してどのような見解を有しているかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度明確な答弁を求める。

五 「前回答弁書」では、「検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされている。右は、菅総理として、三井氏が指摘するような、検察庁において、調査活動費が私的に流用され、裏金化されていたという事実はないと考えているという意味か。ある、ない、の明確な答弁を求める。

六 菅総理として、検察庁の調査活動費が私的に流用され、裏金化されていたという事実があるか否か、これまで何らかの調査を行ったことはあるか。

七 菅総理が「検察庁の調査活動費は、適正に執行されている」と認識している根拠は何か。

八 三井氏は二〇〇二年四月二十二日に逮捕され、静岡刑務所に収容されていたが、本年一月十八日、刑期を全うし、出所した。前回質問主意書で、三井氏が逮捕されたことと、検察庁における調査活動費の裏金流用を同氏が実名で告発しようとしていたことに、何らかの関係があるか否か、菅総理、柳田大臣の見解

を問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の者については、検察当局において、法と証拠に基づき逮捕したものであり、御指摘のような『関係』はないものと承知している。」との答弁がなされている。では、右答弁にある「法と証拠」とは具体的にどのようなものか、菅総理の見解を示されたい。

九 菅総理として、今後も検察庁における調査活動費の裏金問題について調査をする考えはないのか。確認を求める。

右質問する。